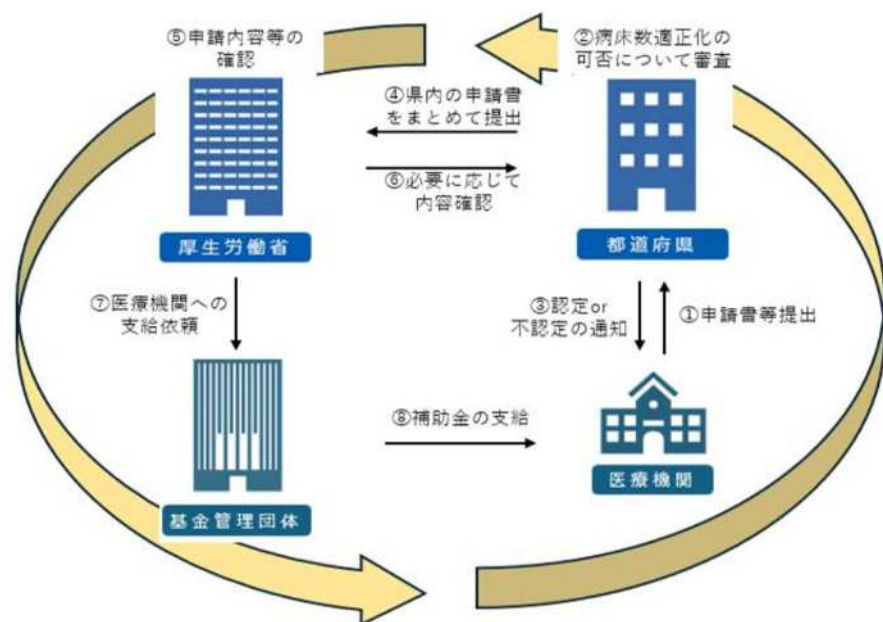


病床数適正化緊急支援事業について

- 概要 医療機関がその経営の安定を図るために緊急に病床数を削減することを支援するもの
- 対象病床 病院・有床診療所の一般病床・療養病床・精神病床で令和9年3月31日までに削減する病床
- 国の予算額 3,490億円（国の基金管理団体が医療機関に直接給付するため、県予算なし）
- 支給額単価 4,104千円／床（休床病床 2,052千円／床）



【スケジュール】

- ・7月14日 医療機関から県へ申請
(取りまとめ結果は次頁以下のとおり)
- ・7月下旬 地域医療構想調整会議
～8月上旬
- ・8月24日 埼玉県から厚生労働省へ申請

※国の交付決定及び基金管理団体からの支援金給付時期は未定。

病床数適正化緊急支援事業 第1回申請まとめ

【概要】

- ・ 67医療機関(47病院、20有床診療所)から、1,632床の削減の申請があった。半数以上が休床中の病床。
- ・ 削減病床が既存病床に占める割合は、一般・療養病床2.2%、精神病床4.7%にとどまった。

(※既存病床数 一般・療養49,651、精神12,831)

医療機関数	申請病床数	一般・療養			精神		
			稼働病床	休床		稼働病床	休床
67機関	1,632床	1,072床	533床	539床	560床	272床	288床

【地域の意見聴取】

- ・ 病床削減による医療提供体制への影響について、7月下旬～8月上旬に各二次医療圏で開催する「地域医療構想調整会議」で、地域の意見を伺う(一般・療養病床を30床以上削減予定の病院には、会議で直接説明していただく)。
- ・ 地域で病床削減の了承が得られた医療機関については、給付金の対象として国に申請する。
- ・ 地域の医療提供体制に支障が生じるとの懸念が解消されない場合は、当該医療機関に再検討をお願いする。

二次保健医療圏別の申請病床数等

二次保健医療圏	医療 機関数	申請 病床数	稼働病床	休床	一般・療養			既存病床数 に占める 申請病床数 の割合	精神			既存病床数 に占める 申請病床数 の割合
						稼働病床	休床			稼働病床	休床	
県全体	67	1,632	805	827	1,072	533	539	2.2%	560	272	288	4.7%
南部	2	29	29	0	29	29	0	0.6%	0	0	0	
南西部	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0	0	0	
東部	10	246	49	197	170	49	121	2.1%	76	0	76	
さいたま	8	79	63	16	66	50	16	1.0%	13	13	0	
県央	4	166	129	37	157	120	37	4.8%	9	9	0	
川越比企	12	248	156	92	84	32	52	1.2%	164	124	40	
西部	12	243	75	168	105	32	73	1.5%	138	43	95	
利根	8	297	88	209	274	78	196	6.9%	23	10	13	
北部	10	279	171	108	142	98	44	4.0%	137	73	64	
秩父	1	45	45	0	45	45	0	6.5%	0	0	0	

秩父保健医療圏 病床数適正化緊急支援事業 申請医療機関(一般・療養)														
NO.	医療機関の名称	区分	市町村名	入院医療 を中止する 診療科	削減時期	削減前 許可 病床数	削減予定病床数【一般・療養】			削減予定病床の医療機能（R7病床機能報告）				
								稼働病床	休床	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟中等
1	国民健康保険町立小鹿野中央病院	病院	小鹿野町	—	R8.12.1	95	45	45	0		45			
秩父 合計							45	45	0	0	45	0	0	0

R6病床機能報告 医療圏全体	758	0	283	126	290	59
R6病床機能報告 医療圏全体 (定量基準適用時)	758	0	167	171	290	130

【参考】 二次保健医療圏別の申請病床数（精神）

二次保健医療圏		申請 予定 医療 機関 数	申請予定(削除)病床数				既存病床数 (R8.3.31)	削減後 既存 病床数	既存病床数 に占める 申請予定病 床数の割合	基準病床数	削減後 基準病床数	基準病床 数に占め る申請予 定病床数 の割合	
			R7削減済病床		稼働 病床	休床							
			稼働病床	休床									
		(A)	(B)	(C)			(D)	(D)-(A-B-C)	(A)／(D)	(E)	(E)－(A)	(A)／(E)	
県全体		17	560	65	26	207	262	12,831	12,362	4.4%	12,003	11,352	4.7%
南部	0	0	0	0	0	0	0	988	988	0%	精神病床の基準病床数は、 医療法施行規則に規定する 算定式に基づき、 県の区域(三次保健医療圏) で定めることとされている。		
南西部	0	0	0	0	0	0	0	1,041	1,041	0%			
東部	1	76	0	0	0	76	1,780	1,704	4.3%				
さいたま	1	13	13	0	0	0	1,134	1,134	1.1%				
県央	1	9	0	0	9	0	644	635	1.4%				
川越比企	5	164	48	0	76	40	2,157	2,041	7.6%				
西部	5	138	0	0	43	95	2,319	2,181	6.0%				
利根	2	23	0	0	10	13	1,182	1,159	1.9%				
北部	2	137	4	26	69	38	1,586	1,479	8.6%				
秩父	0	0	0	0	0	0	0	0	0%				